



# ☆ 羅針盤

## No.70

東港金属株式会社  
東京都大田区京浜島2-20-4  
電話 03-3790-1751  
URL <http://www.tokometal.co.jp>  
(見学受付)  
電話03-3790-1751 又は 各営業担当

皆さま 明けましておめでとうございます。

本年も、よりよいリサイクルサービスを追求してまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。  
 昨年の干支は乙未でした。外からの障害にあい屈曲する年であり、転じて、それに耐えて我慢をする年という意味があるようですが、金属リサイクル業界にとってはまさにそのような年でした。  
 当社にとっても逆風にさらされた年でしたが、なすべき準備を行ってまいりました。  
 今年は丙申です。形が明らかになってくる年、努力が結実する年という意味があるようです。正に昨年の苦労を台にして大きく踏み出して飛躍したいと思います。  
 お客様によりよいリサイクルサービスを提供することに集中し、皆さまと共に良い年にする気持ちで今年を過ごしていきたいと思っております。  
 年頭に際し、皆様方がご健康でご活躍の一年となるよう祈念申し上げます。



### ☆ 羅針盤

#### 鉄スクラップ

考察) 12月は東京製鉄宇都宮特級価格15,000円/トンでスタート500円/kgづつ上がり、現在は16,000円下げ止まりの声も聞こえていますが、電炉メーカーの減産も続くため、1月は下がる可能性もあると思います。

#### 銅

考察) 12月は大きな動きなし。LME4,590ドル/トン台でスタートし最終的には、4,700ドル台に回復。国内銅建値も610,000円/トンから10,000円/トン上りました。1か月半ぶりの高値です。ただし、中国の銅需要は以前鈍い為、価格上昇は長く続かないとみられている。1月は横ばいでしょう

#### アルミ

考察) 12月はLME1,460ドル/トン台でスタート最終的には1,500ドル/トン台まで回復しましたが、スクラップ価格は上物・裾物共に上がらず横ばいが続いている。1月に関しては、新塊の価格が一段安となっている為、横ばいもしくは下がるでしょう。

#### プラスチック

考察) 原油安の影響はもちろん、中国の積極的な買い意欲が無い為12月同様検収も厳しく価格も下がるでしょう。

12月予測の自己評価

鉄スクラップ ○ アルミ ×  
銅 ○ プラスチック ○

## 鉄・非鉄スクラップ・市況からの1月予測

営業部 Y の考察

### ☆ 羅針盤

## 産廃(および特管)のマニフェスト管理に関する期間

産業廃棄物マニフェスト制度の、交付から処理終了確認のマニフェストを受け取るまでの期間とその後の保管期間について(公財)日本産業廃棄物処理振興センター他の資料を参考に記載いたしました。改めてご確認をお願いいたします。

マニフェスト制度は、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として実施されています。産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することになっておりますが、その処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などを記載したマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付して、産業廃棄物と一緒に流通させることにより、産業廃棄物に関する正確な情報を伝えるとともに、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを把握することができます。

### (1) 法的位置付け

マニフェスト制度は、厚生省(現環境省)の行政指導で平成2年に始まりました。その後、平成5年4月には、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのある特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、マニフェストの使用が義務付けられました。

平成10年12月からはマニフェストの適用範囲がすべての産業廃棄物に拡大されるとともに、従来の複写式伝票(以下、「紙マニフェスト」という)に加えて、電子情報を活用する電子マニフェスト制度が導入されました。さらに、平成13年4月には、産業廃棄物に関する排出事業者責任の強化が行われ、マニフェスト制度についても、中間処理を行った後の最終処分の確認が義務付けられました。

### (2) 排出事業者の処理終了確認(紙マニフェストの場合)

排出事業者(中間処理業者が排出事業者となる場合も含む)は、右の表-1の期間の中で、委託した産業廃棄物の中間処理(中間処理を経由せず直接最終処分される場合も含む)が終了したことをD票で、中間処理を経由して最終処分される場合は、その最終処分が終了したことをE票で確認する必要があり、又、確認後のマニフェストは、送付を受けた日から5年間保存することが義務となっています。

また、排出事業者は、表-1の期限を過ぎても処理業者からのマニフェストによる処理終了報告がない場合には、委託した産業廃棄物の処理状況を把握した上で適切な措置を講ずるとともに、その旨を都道府県等に報告する必要がある、処理業者は受託した産業廃棄物処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生した場合、遅滞なく、その旨を排出事業者者に書面にて通知しなければなりません。



### 私の卓球人生

(ピンポン球を追いかけて)

第1回

私が卓球を始めたのは、確か小学校3~4年の時だったと思います。幼少期を過ごした新潟は冬の間グラウンドで遊べないので、小学校の休み時間は体育館で遊ぶことが多かったのですが、全校生徒1200人超に対して卓球台は3~4台しかなく、休み時間になると卓球台を確保すべく、各クラスから生徒がダッシュして体育館に向かったものです。卓球台1台に対して最低でも7~8人が連なり、順番に試合をしていました。大概是勝ち残りというスタイルだったので、少して長く遊ぶには上手くなるしか手立てはなく、自宅で照明のスイッチ(紐)の先にピンポン玉をくくり付けて夜な夜な練習したことを覚えています。父親が教師をしていた関係で、高校の卓球部の練習に参加させて貰ったことも数回あります(全く相手にはなりませんでしたが)。

6年生の時に、市民卓球大会が開催されるので我が校からも10人程度選抜するという話が持ち上がりました。私は特に腕に覚えがあった訳ではないのですが、休み時間の遊びの延長で参加したところ、ひょんなことに代表に選ばれてしまいました。当時私は地元の野球チームに所属していたものの、小さい頃から特に運動神経がいいと言われていたことも無く、不思議な感じがしたのを覚えています。

大会は自宅から自転車で5分程の市民会館で開催されました。前日も特に緊張せず、普通に過ごしたと思います。大会の参加者は120名余りで、トーナメント形式で行われました。準決勝まで余り記憶は無いのですが、気負っていないのが良かったのか、何となく勝ち進みました。準決勝の相手は5年生まで同じ学校だった運動神経のいい友達で、当時としては珍しい「上回転のサーブ」(レシーブすると上方向に弾んでしまう)を武器に順当に勝ち上がって来ました。私はそのサーブに対応出来ずに終わりました。結局私を破った彼が優勝し、私は3位に終わりましたが、賞状を貰い、ふわふわした気持ちで自宅へ帰りました。

賞状を見て驚いたのは両親です。地元の小さな大会とはいえ、何も期待していなかった息子が賞状を持って帰って来たのですから。私はその時の両親の顔を今でも覚えています。そして、それが現在の卓球人生に繋がっているのです。

高橋(営業部・部長)

表-1 マニフェストの管理に関する期間

排出事業者が保存するマニフェストの種類	送付を受けるまでの期間			保存期間
	委託業務終了日から	交付日から		
A票 排出事業者控え	-	-	-	交付後5年間
B2票 収集運搬終了確認	10日以内	90日以内	60日以内	送付を受けた日から5年間
D票 処分終了確認			180日以内	
E票 最終処分終了確認				